

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第3回）

資料3-2

発信者情報開示制度に関する 現状と課題について

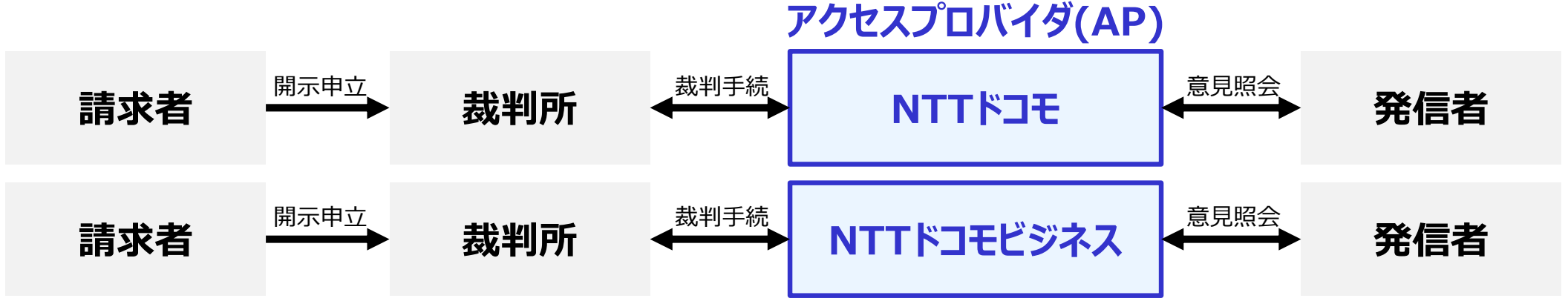
2026年7月2日
株式会社NTTドコモ
NTTドコモビジネス株式会社

- 発信者情報開示請求について、NTTドコモ及びNTTドコモビジネスはアクセスプロバイダ(AP)の立場で携わっており、**通信の秘密の保護を遵守しながら適切に対応**しております
- 非訟手続導入に伴う発信者情報開示請求件数の増加、近年のP2Pファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案の増加により、**APの対応稼働が逼迫する状況が発生**しております
- 対応稼働が逼迫する状況への対応として、人員増強による体制強化や開示対応体制の分離等、**発信者情報開示請求対応を円滑に行うための取組みを継続的に実施**しております
- 発信者情報開示請求に関する現状対応と課題をご説明するとともに、今後の検討について意見したく思います

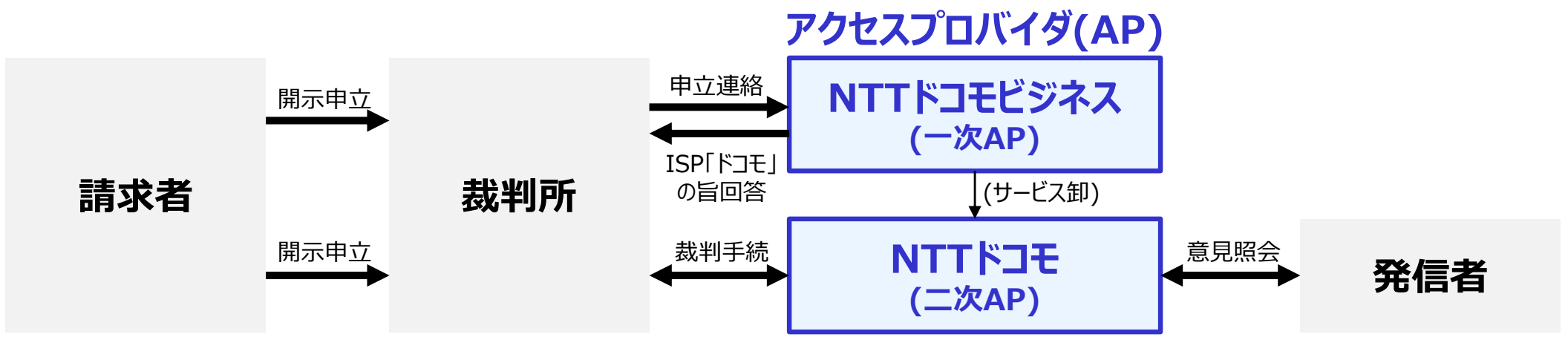
発信者情報開示制度における当社の立場

- NTTドコモ及びNTTドコモビジネスはアクセスプロバイダ(AP)の立場で発信者情報開示請求に対応
- NTTドコモの一部ISPサービスは、NTTドコモビジネスから卸提供を受けサービス提供

発信者情報開示請求への対応



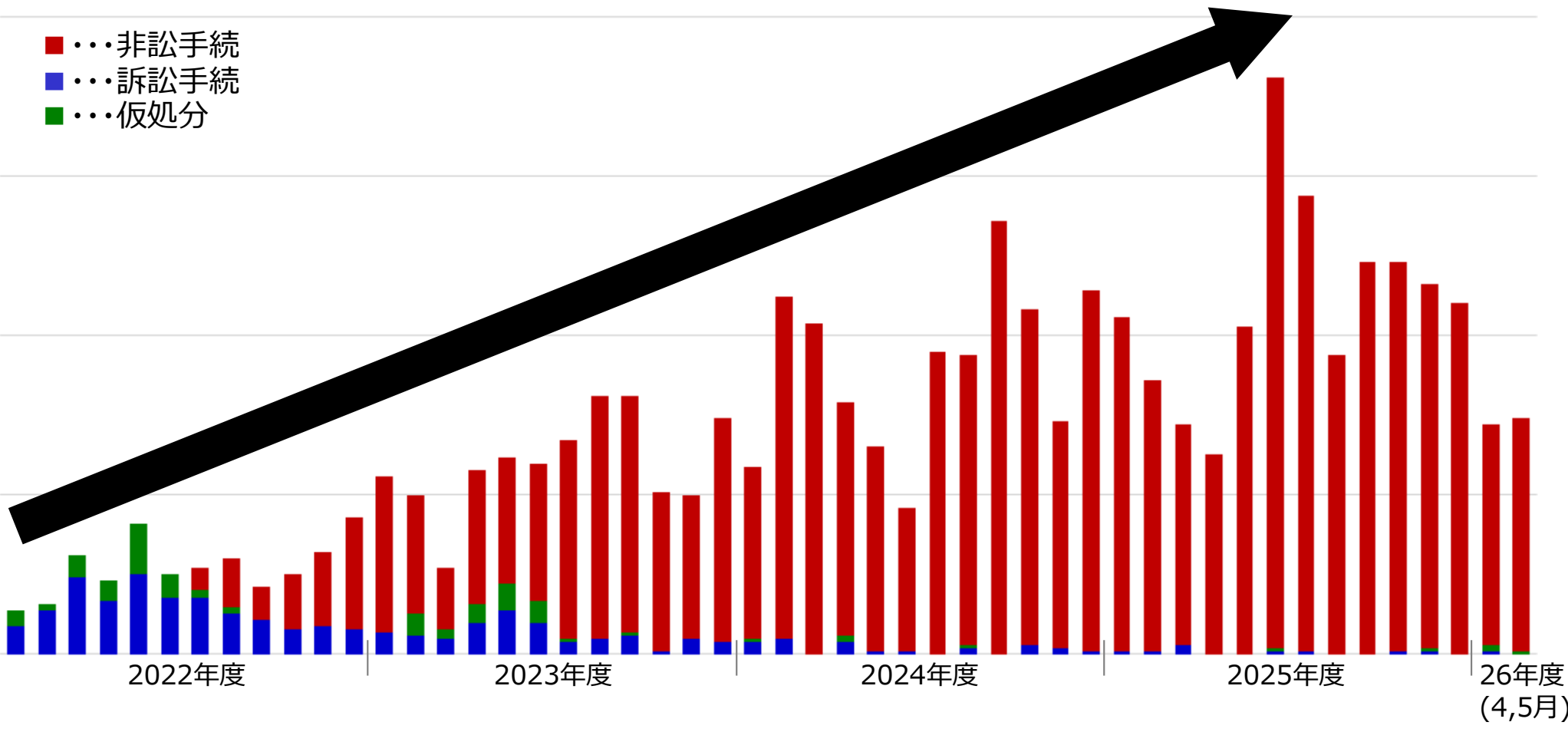
NTTドコモビジネス→NTTドコモへ卸提供されるISPサービスの場合



発信者情報開示請求への対応状況(対応件数:裁判手続別)

- 2022年法改正に伴う非訟手続導入後、発信者情報開示請求件数が増加
- 近年は裁判手続に関する発信者情報開示請求のほぼ全てが非訟手続による請求

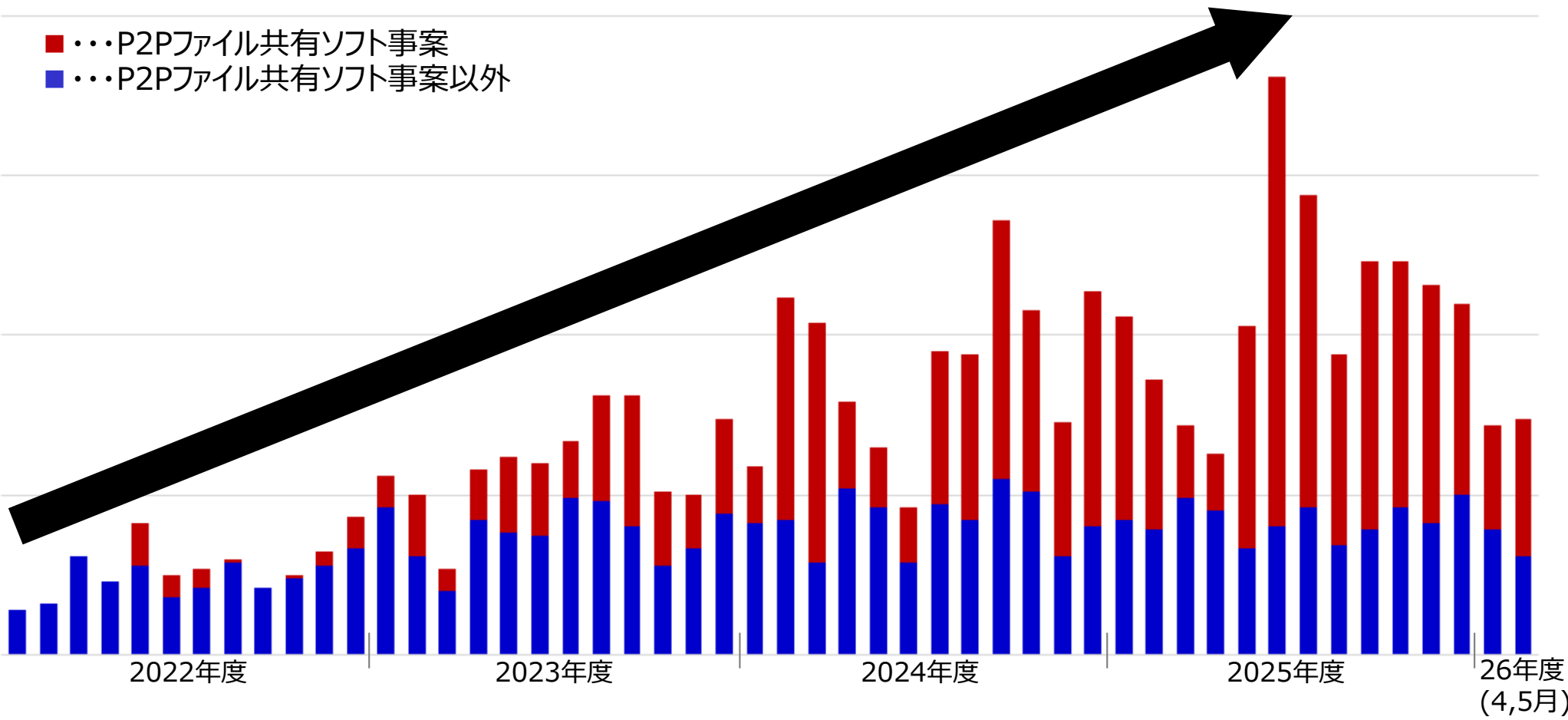
構成員限り



発信者情報開示請求への対応状況(対応件数:事案別)

- 開示請求件数について、P2Pファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案が急増
- 財産権侵害事案のほぼ全てがP2Pファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案

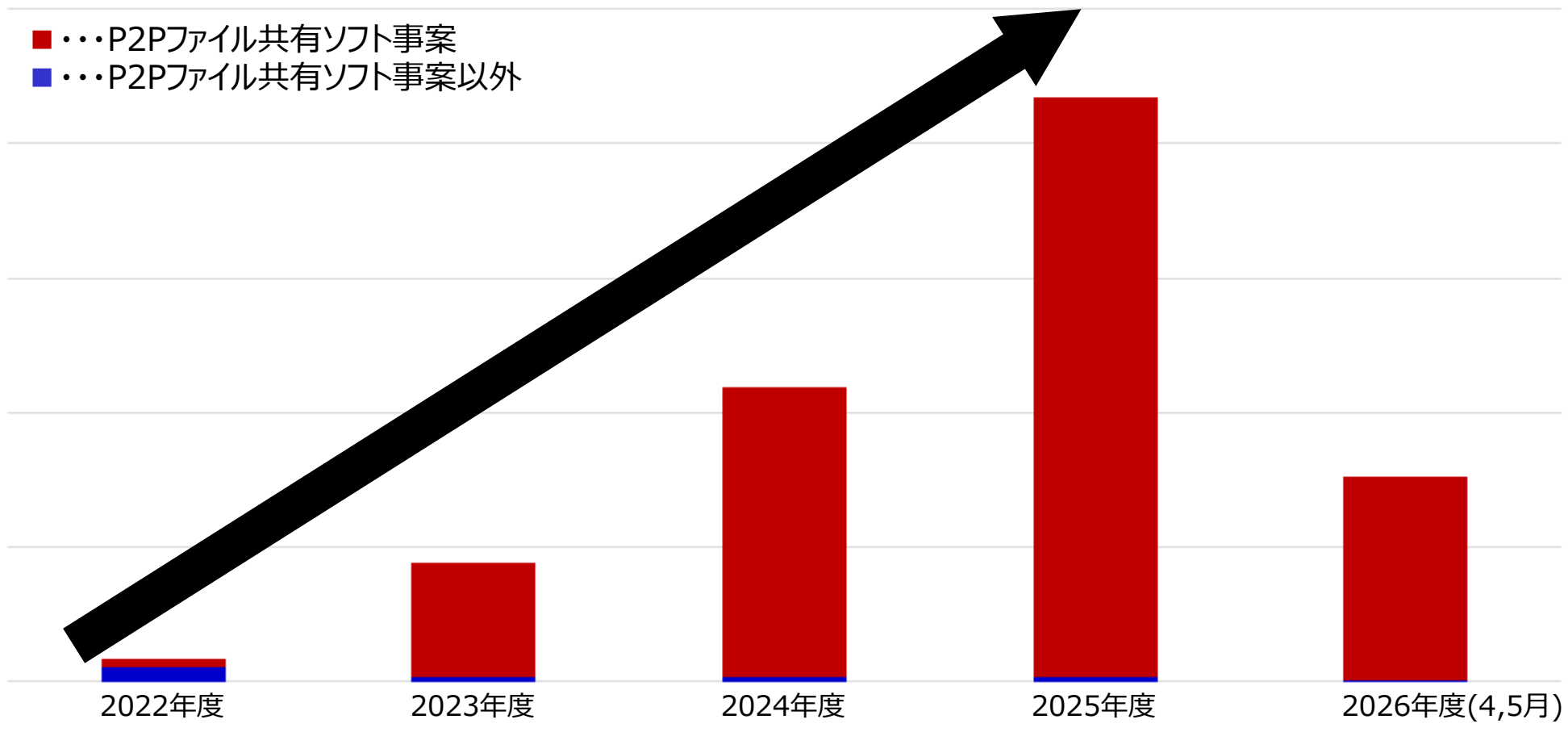
構成員限り



発信者情報開示請求対応に係る負担(調査対象ログ件数の増加)

- P2Pファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案については、開示請求1件における調査対象ログが数百件となるケースが発生
- P2Pファイル共有ソフト事案の増加により、開示請求対応に係る負担増及び対応期間の長期化が発生している状況

構成員限り



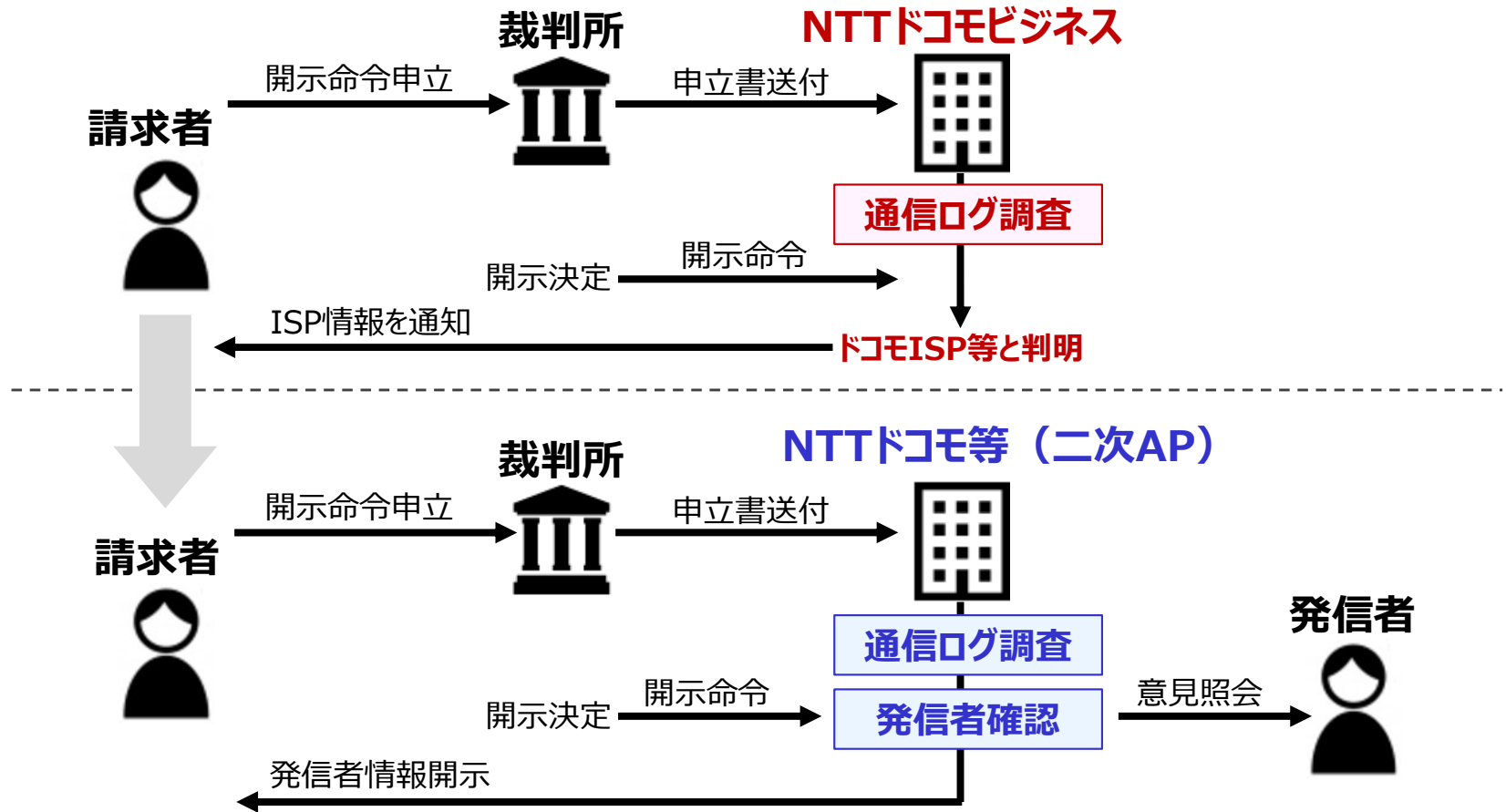
発信者情報開示請求への対応状況(非訟手続における対応期間)

- 申立書受領から発信者への意見照会完了まで、数か月の所要期間が発生
- 発信者情報有無確認について、調査対象ログ件数に応じて所要期間が変動



発信者情報開示請求対応に係る負担(プロバイダの多層化)

- NTTドコモの一部ISPサービス(個人向けOCN等)等、二次APのサービスを利用して発信された権利侵害情報は、IPアドレス情報に基づき、ドメイン所有者であるNTTドコモビジネスへ開示請求が行われる
- NTTドコモビジネスにて発信者情報の調査を進める過程でドコモISP等と判明した場合、請求者へその旨を連絡し、請求者よりNTTドコモ等へ再度開示命令申立を実施



アクセスプロバイダにおける取組み

- 発信者情報開示請求の対応稼働増に対し、対応体制強化や開示対応分離等の取組みを継続的に実施
- 人格権侵害等の開示請求と、P2Pファイル共有ソフト事案等の大量処理を要する開示請求を区別し、それぞれの特性に応じて業務体制を見直すことで、対応効率の向上と手続の適正性の確保を図っている

対応体制強化

- 非訟手続導入後の発信者情報開示請求件数の増加を踏まえて、人員増強等の開示請求対応の体制強化を実施
- P2Pファイル共有ソフト事案とその他の人格権侵害・財産権侵害事案にて対応体制を分け、人格権侵害事案等への円滑な対応を確保

業務効率化

- 発信者情報の調査ツールの開発・改善等、発信者情報の確認作業の自動化を段階的に促進
- P2Pファイル共有ソフト事案における発信者への意見照会について、発信者からの回答書受領を電子媒体に変更し、回答書の電子化及び管理稼働を削減

プロバイダにおける稼働負担について

- **APにおける発信者情報の調査は通信の秘密に関する情報の取扱いを伴うため、通信ログの保存、発信者情報の調査、発信者への意見照会及び開示可否の判断を慎重に行う必要がある**
- 近年の**発信者情報開示請求件数の増加に比例してAPの対応稼働及び費用負担が増大**している
- 調査対象ISPサービスや通信環境(接続方式がIPv4/IPv6等)により発信者情報の調査に必要な情報が異なるため、HPにて発信者情報の調査に必要な情報をご案内している*
それでもなお、開示請求時の提供情報が不足している等の理由により、**請求者への情報確認依頼等の追加対応の発生及び対応期間の長期化**が生じる場合がある

* NTTドコモ「情報流通プラットフォーム対処法のお手続きに関する情報」
<https://www.docomo.ne.jp/corporate/disclosure/provider/>

アクセスプロバイダにおける課題

P2Pファイル共有ソフト事案における課題

- P2Pファイル共有ソフト事案に関する開示請求件数が増加しており、APにおいて対応体制強化等の取組みを行っているものの、当該事案における対応期間の長期化が課題となっている
また、特定の請求者代理人から短期間に多数の開示請求が行われ、発信者情報の調査対応が一定期間に集中しAPの対応稼働が急激に増大している
- P2Pファイル共有ソフト事案では、1件の開示請求に多数の調査対象通信ログが含まれる場合があり、発信者情報の調査対象件数が多くなる傾向がある
また、確認された発信者情報ごとに発信者への意見照会及び開示可否判断を行う必要があるため、人格権侵害事案(誹謗中傷、名誉毀損等)事案と比較して、APの対応稼働が増大する場合がある

(参考)ファイル共有ソフトを用いたファイル交換行為に関する注意喚起

2025年5月28日

NTTコミュニケーションズ株式会社

【ご注意ください】ファイル共有ソフトを用いた ファイル交換行為について

平素はNTTコミュニケーションズ株式会社(以下 NTT Com)のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットサービスをご利用のお客さまに関しまして、ファイル共有ソフト(主にP2Pソフト)を用いて違法にファイル(主に映像ファイル)のダウンロードおよびアップロードを行い、当該ファイルの著作権者の権利を侵害しているとして、情報流通プラットフォーム対処法(以下、情プラ法)に基づき、お客さまの発信者情報の開示を求める裁判が増加しています。

ファイル共有ソフトは、インターネットを介してファイルを他のユーザーと共有するためのツールです。これにより、簡単に大容量のファイルを送受信できますが、ファイル共有ソフトの中には、ダウンロード途中のファイルやダウンロードが完了したファイルがそのまま他ユーザーに共有されるものがあります。

そうした機能を持つファイル共有ソフトの場合、ダウンロードだけだと思ってもアップロードをしているというケースが多くあり、その場合、お客さまが知らないうちに、ファイル著作権者の権利を侵害してしまっている可能性があり、賠償請求などに発展することがあります。

ファイル共有ソフトのご利用の際には、仕組みやリスクをご理解の上、第三者の著作権を侵害する可能性のある利用方法は控えいただきますようお願いいたします。

なお、NTT Comの回線を利用し、ご自身の顧客(エンドユーザー)にインターネットサービスを提供しているISPのお客さまなどに関しましても、エンドユーザーが権利侵害行為を行った場合、お客さまご自身が発信者の特定・開示の手續の当事者になる可能性がございます。つきましては、エンドユーザーに対しファイル共有ソフトの安易な利用の危険性などについて啓発をお願いいたします。

https://www.ntt.com/about-us/information/info_20250528.html

発信者情報開示制度に関する意見

- **発信者情報開示請求対応に係る手数料制度の整備について**
 - 今後引き続き、発信者情報開示請求件数の増加に応じた受付体制の構築・維持を行うことを目的に、**実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の手数料設定を可能とする整理**について、本WGにてご検討いただくことを要望します
- **発信者への意見照会の簡略化について**
 - P2Pファイル共有ソフト事案について、発信者への意見照会完了前に裁判所にて発信者情報開示命令が出るケースが散見されることを踏まえ、**発信者への意見照会省略を可能とする整理**について、本WGにてご検討いただくことを要望します